

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組
の推進に関する法律の成立にあたっての声明

2016年（平成28年）6月29日

群馬弁護士会会長 小此木 清



1 声明の趣旨

- (1) 各地方公共団体は、ヘイトスピーチに係る条例を制定するなど、ヘイトスピーチの解消に向けて、積極的に施策を講じていくとともに、ヘイトスピーチの対象者として、適法居住要件を課すことなく、在留資格の有無を問わず、対象者とすること。
- (2) 各地方公共団体は、ヘイトスピーチ対策法の内容に限定されず、より広く、積極的に、外国にルーツを持つ者に対する不当な差別の解消に向けた取り組みを推進すること。

2 声明の理由

(1) 適法居住要件は問題であること

2016年5月24日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ対策法が成立した。

同法は、地方公共団体に対し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消に向けた施策を講ずる努力義務（同法第4条2項）をはじめ、ヘイトスピーチに関する相談等の体制整備（同法第5条2項）、差別解消のための教育活動等（同法第6条2項）などの様々な努力義務を定めている。

そのため、同法の成立をうけ、今後、各地方公共団体において、ヘイトスピーチに関する条例等が制定されていくことが想定される。

ところで、ヘイトスピーチは、個人の尊厳を著しく傷つけ、差別や偏見を醸成するものであることから、その防止が求められているのであり、在留資格の有無は無関係である。在留資格を有しない者に対してであれば、ヘイトスピーチも許されるなどということは決してあり得ない。

しかし、同法では、対象となる「不当な差別的言動」を「適法に居住する者に対する」言動に限定している（同法第2条。いわゆる適法居住要件。）。この点、同法の附帯決議第1項において、地方公共団体は、「『本邦外出身者』に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本邦の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること」について特段の配慮をすべきことを定めている。

しかし、附帯決議があろうとも、同法が適法居住要件を定めていることにより、在留資格を有しない者や難民認定申請手続中の者に対するヘイトスピーチは許されるとの誤った反対解釈をされ、ヘイトスピーチを助長するおそれがある。

そして、日本が批准している人種差別撤廃条約の解釈基準として人種差別撤廃委員会が発表した「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30」では、「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法令上の地位にかかわらず市民でない者に適用されることを確保すること、および立法の実施が市民でない者に差別的な効果をもつことがないよう確保すること」(パ

ラグラフ7)と勧告しているところ、同法の適法居住要件は、この勧告に反するものである。

このように、同法の適法居住要件は大きな問題があることは明らかであり、早期に是正されるべきなのである。

(2) 外国にルーツを持つ者に対する様々な社会的差別があること

同法では、対象となる行為を「その生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど」と定めている(同法第2条)。

しかし、例えば、外国人であることを理由に賃貸マンションの入居を拒否される事例も跡を絶たない。同事実を認定した裁判例としては、大阪地方裁判所1993年(平成5年)6月18日判決(判時1468号122頁。)、神戸地方裁判所尼崎支部2006年(平成18年)1月24日判決(判例集未登載、大阪府『知っていますか?～宅地建物取引業とじんけん～』に掲載。)、大阪地方裁判所2007年(平成19年)12月18日判決(判例時報2000号79頁。)、京都地方裁判所2007年(平成19年)10月2日判決(判例秘書ID:06250293。)等がある。また、入店拒否の事例としては、浜松の宝石店の入店拒否に関する1999年(平成11年)10月12日の静岡地方裁判所浜松支部判決、小樽の公衆浴場の入浴拒否事件に関する2002年(平成14年)11月11日の札幌地方裁判所判決等がある。加えて、教育の場面では、中華学校や朝鮮学校に対する指定寄付金制度の除外、朝鮮学校卒業生に対する入学試験受験資格の制限等、国籍等に基づく差別事例が生じている(2008年(平成20年)3月24日付け日弁連からの勧告事例「中華学校・朝鮮学校に対する指定寄付金の適

用等に係る差別的取扱いに関する人権救済申立事件」)。

このように、社会生活において、外国にルーツを持つ個人々人に対する不当な差別的取扱いはあとを絶たない。

人種差別撤廃条約における「人種差別」とは、「政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における」となされていること（同条約1条1項）に鑑みれば、ヘイトスピーチに限らず、就職や入居などの社会生活における、あらゆる不当な差別の解消が必要である。

(3) 結語

以上より、当会は、各地方公共団体に対し、以下のことを求める。

- ① 各地方公共団体は、ヘイトスピーチに係る条例を制定するなど、ヘイトスピーチの解消に向けて、積極的に施策を講じていくとともに、ヘイトスピーチの対象者として、適法居住要件を課すことなく、在留資格の有無を問わず、対象者とする事。
- ② 各地方公共団体は、ヘイトスピーチ対策法の内容に限定されず、より広く、積極的に、外国にルーツを持つ者に対する不当な社会的差別の解消に向けた取り組みを推進すること。

以上